

安平町と事業者等との 包括連携協定締結に関するガイドライン

令和7年3月

政策推進課政策推進グループ

1. 本ガイドラインの目的について

安平町における人口減少と少子高齢化の進行に伴い、あらゆる分野で担い手・後継者が不足しており、解決しなければならない地域の課題が山積する中で、地方創生等の観点から町と企業や大学といった民間事業者等が、まちづくりに関わる多様な主体として、それぞれが有する経営資源や機能等を効果的に活用しながら、幅広い分野で相互に連携・協働することが重要です。

そのような中、安平町では、地域課題の解決に対する意欲と実行力のある民間事業者等との包括連携協定を結び、事業者等が持つノウハウやネットワークなどを活用することで、町単独で実施するよりも効果的な町民サービスの提供のほか、まちづくりのパートナーとして対等な関係を築き、相互が有する個性や強み、資源を活かして連携することで、まちづくりの相乗効果を創出するための取り組みを進めてきたところ、町と包括連携協定を締結している事業者等は年々増加しております。

このような状況を踏まえ、本ガイドラインは、「安平町と民間事業者等との包括連携協定に関する実施要綱」(令和7年3月1日施行)で定めた本町における包括連携協定の基本的な考え方や留意事項等について、協定締結前の協議から締結後の管理・運用までの各種手続き等を円滑に進められるよう、策定するものであります。

2. 本ガイドラインにおける用語の定義(要綱第2条関係)について

(1) 事業者等	事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体
(2) 連携事業	事業者等が地域の課題解決に向けて自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為(実費相当の費用負担を伴うものを含む)
(3) 包括連携協定	複数の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、町及び事業者等双方の合意の上締結する協定

3. 包括連携協定について

包括連携協定とは、個別事業を実施するための協定とは異なり、町の抱える多様な地域課題の解決や町民サービスの向上等に向けて相互協力するため、複数の分野において連携事業を継続的に推進していくための協定です。

＜参考:包括連携協定と個別協定の区別＞

種 別	概 要	要 件	対応窓口
包括連携協定	複数の分野において包括的に協働する取り組みを行うための協定	本ガイドラインに記載	政策推進課
個別協定	災害時応援協定等の具体的な事業を実施するために締結する協定	担当課にて判断	担当課

4. 包括連携協定締結の要件について

包括連携協定の締結に当たっては、次の要件を満たすこととします。

- (1) 社会・地域課題の解決及び町民サービスの向上を目標として町と連携し、自らの持つ資源を活用して積極的に連携事業を実施する意欲があること。
- (2) 複数の分野（おおむね以下のとおり）において事業の実施が見込まれること。
 - ① 子ども・子育て支援に関すること
 - ② 学校教育・生涯学習に関すること
 - ③ 文化・スポーツ振興に関すること
 - ④ 健康増進に関すること
 - ⑤ 高齢者福祉・しょうがい者福祉に関すること
 - ⑥ 観光・産業振興に関すること
 - ⑦ 地域公共交通に関すること
 - ⑧ 防災・危機管理に関すること
 - ⑨ 地域の活性化に関すること
 - ⑩ 環境に関すること
 - ⑪ 人材育成に関すること
 - ⑫ その他、町民サービスの向上に関すること
- (3) 事業者等が次の各号のいずれにも該当しないこと（要綱第3条第1項）
 - ① 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体
 - ② 会社更生法及び民事再生法等による手続き中である団体
 - ③ 暴力団、暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、又は役員等が暴力団若しくは暴力団員に金銭的な援助を行っている団体
 - ④ 公租公課を滞納している団体
 - ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業又はこれに類する行為を行っている団体
 - ⑥ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、町から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体
 - ⑦ その他包括連携協定締結にふさわしくない団体
- (4) 実施しようとする連携事業が次の各号のいずれにも該当しないこと（要綱第3条2項）
 - ① 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とする事業
 - ② 事業者等への利益誘導のおそれがある事業

- ③ 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供する事業
- ④ 法律に定めのない医療類似行為に係る事業
- ⑤ 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- ⑥ ギャンブルに係る事業（公共的団体が実施するものを除く。）
- ⑦ 人権侵害のおそれがある又はこれに類する事業
- ⑧ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与える又はそのおそれのある事業
- ⑨ その他連携事業としてふさわしくない事業

5. 包括連携協定締結までの流れについて

（1） 包括連携協定締結の判断について

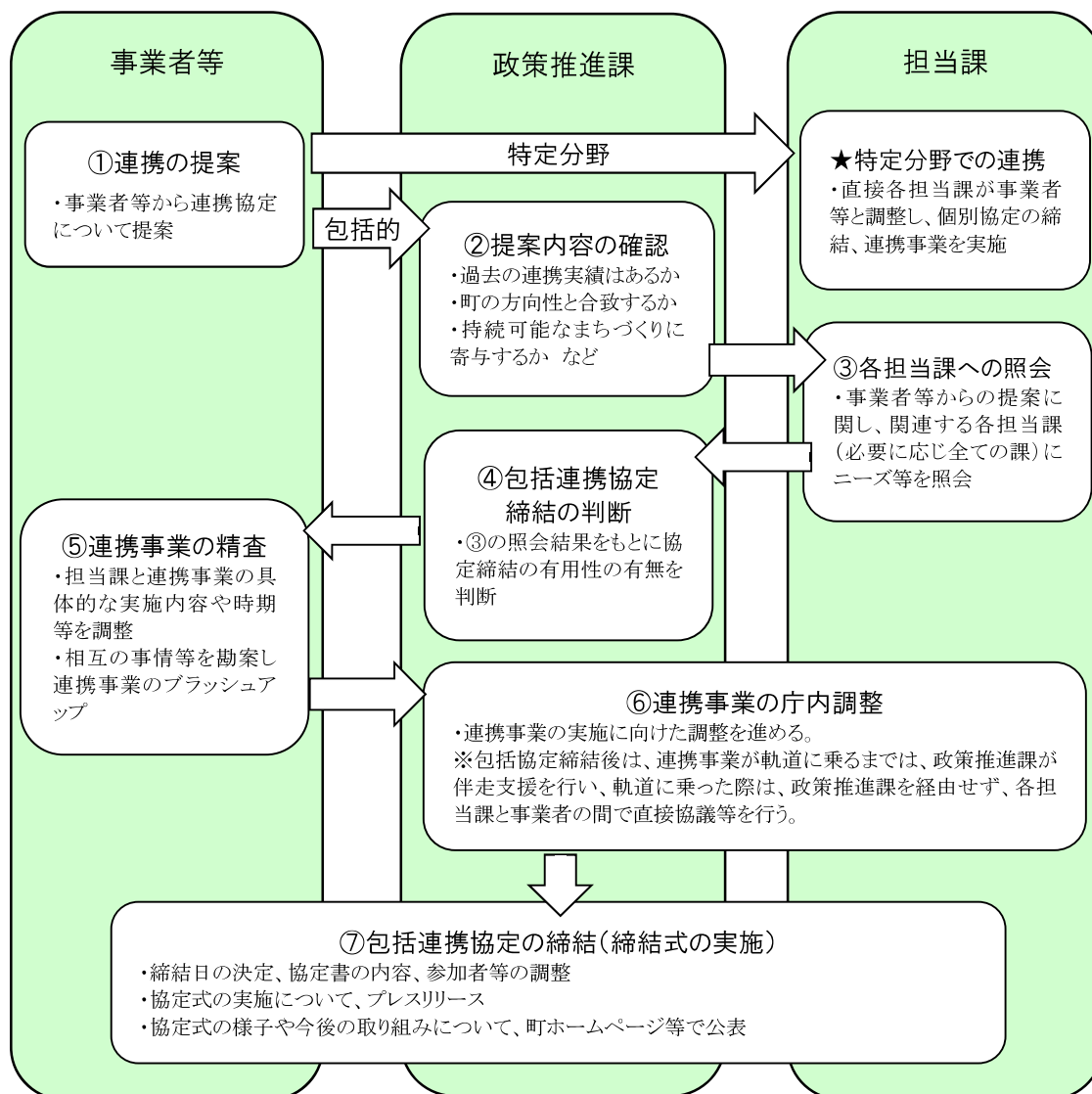
事業者等から包括連携協定に係る「連携事業提案書（様式1）」提出があったときは、政策推進課が窓口となって内容の聞き取りを行い、具体的な連携事業の実施意向について全庁的に照会を行い、提案のあった連携事業の実施可否等について総合的に精査します。

また、包括連携協定の締結に至らなかった場合でも、担当課と事業者等による協議の上、必要に応じて個別協定を締結するなどして連携事業を実施することは可能です。

（2） 包括連携協定締結までの手順について

- ① 「連携事業提案書（様式1）」及び「誓約書（様式2）」の受付（窓口：政策推進課）
- ② 提案内容や連携事業の過去実績等の確認
- ③ 提案内容に対する庁内照会と調整（内容に応じて担当となり得る課を招集し、事業者等に事業内容を説明してもらう場を設けるなどの対応を行う）
- ④ 上記③の提案内容に応じて各種連携事業の担当課を決定し、担当課において事業実施希望の有無、実施の可否等について検討
- ⑤ 上記④の検討内容を踏まえ、政策推進課において、連携実績及び提案内容等の総合的な精査を行い、包括連携協定締結の有用性の要否について判断
- ⑥ 上記⑤の判断の結果、実施可能性が見込まれる連携事業については、担当課において事業者と具体的な協議を行い、実施内容や時期等を調整
- ⑦ 上記すべての庁内調整を経て、包括連携協定を締結すべきものと判断した場合は、協定書の内容を協議した上で、協定を締結

＜参考：包括連携協定締結までのフロー図＞



6. 包括連携協定の有効期間について（要綱第8条）

有効期間は、協定締結の日から協定締結の日が属する年度の3月31日まで、または1年間とし、期間満了の1か月前までにいずれか一方から解約の申出がない場合は、さらに1年間更新するものとします（その後も同様とします）。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではありません。

7. 包括連携協定の解除（要綱第9条）

事業者等が次の各号の事由に当てはまる場合、協定を解除できるものとします。

- ① 要綱第3条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- ② 連携事業が要綱第3条第2項各号のいずれかに該当したとき。

- ③ 町の職員の職務の執行を妨げたとき。
- ④ 連携事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分または停止処分を受けたとき。
- ⑤ 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- ⑥ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者であること又は包括連携協定が暴力団員等の利益になることが判明したとき。
- ⑦ 事業譲渡、事業廃止その他の理由により連携事業を実施することができないと認めるとき。
- ⑧ 包括連携協定の履行に際し事業者等又は事業者等の従業員の責めに帰すべき事由により町又は第三者に損害を与えたとき。
- ⑨ 町に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったとき。
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

8. 包括連携協定に基づく連携事業の提案・実施・把握（要綱第10条）

- ① 町と事業者等は、連携事業の提案を随時行うことができるものとし、町の提案窓口は政策推進課または事業担当課とします。
- ② 事業担当課は、事業者等と連携・協力するとともに、事業内容及び進捗状況を把握し、町長へ報告するものとします。
- ③ 上記②の把握のため、必要に応じて事業者等に対し、（様式3）事業者等及び連携事業に関する基準要件適合申告書の提出を求めることができるものとします。
- ④ 協定締結の日から5年以上連携事業の実績がない事業者等に対し、協定の継続について協議の場を設けることができることとします。

9. その他（要綱第11条・第12条）

包括連携協定を締結している事業者等が行った提案内容により、町が予算計上を行い、業務として発注行為を行う場合であっても、地方自治法関連法令に基づいた「透明性の確保」「公正な競争」「不正行為の排除」「適正な施工」の4点を念頭に事業者選定を行うものとします。

ただし、当該事業者等の提案内容が、当該事業者等固有の技術、ノウハウなどを有し、独自性が極めて高いなど、地方自治法施行令第167条の2第1項及び随意契約ガイドライン（平成27年6月策定）に該当する場合には、この限りではありません。

※ 本ガイドラインは、社会情勢の変化等に鑑み、必要に応じて見直すものとします。

(様式1)

年 月 日

安平町長 様

住 所:

事業者名:

担当者名:

連 絡 先:(電話・e-mail)

安平町との包括連携協定締結に係る連携事業提案書

安平町における地域課題の解決のため、次のとおり連携事業を提案します。

1. 連携により解決が期待できる町の地域課題	
2. 連携事業が地域課題を解決できる理由	[連携目的と効果等]
3. 連携事業の概要	[事業名] [事業目的及び事業内容] [事業実施期間] [該当する第2次安平町総合計画後期基本計画の施策項目] ☐ ☐

※第2次安平町総合計画後期基本計画に記載されている施策項目から、本連携事業が該当する項目を記入してください。どの項目にも該当しない場合は「なし」と記入してください。

※本事業に関する資料があれば添付してください。

※本提案書の提出により、連携事業の実施をお約束するものではありません。

(様式2)

年 月 日

安平町長 様

安平町との包括連携協定締結に係る誓約書

法人名 (団体名)	
代表者名	
本社所在地	〒
ご担当者	(所属部署・役職)
	(氏名)
ご連絡先	TEL
	e-mail アドレス
【確認事項】 ☐ 「安平町と事業者等との包括連携協定締結に関するガイドライン」の内容について承諾しました。 ☐ 当法人(または団体)及び提案する連携事業の内容は「安平町と事業者等との包括連携協定の締結に関するガイドライン」に記載の「4. 包括連携協定の締結の要件について」に適合しています。 ※ 内容をご確認いただけましたら、それぞれの項目の□欄にチェックをお願いします。	

(様式3)

事業者等及び連携事業に関する基準要件適合申告書（要綱第10条関係）

提出年月日	年 月 日		
法人等名 [担当者名]			
連携事業名			
◆次の事業者等の基準に該当しないこと	非該当	該当	
① 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる団体	☐	☐	
② 会社更生法及び民事再生法等による手続き中である団体	☐	☐	
③ 暴力団、暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に 関与している団体、又は役員等が暴力団若しくは暴力団員に金銭 的な援助を行っている団体	☐	☐	
④ 公租公課を滞納している団体	☐	☐	
⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定 する営業又はこれに類する行為を行っている団体	☐	☐	
⑥ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、町から一般 競争入札の参加者資格を取り消されている団体	☐	☐	
⑦ その他包括連携協定締結にふさわしくない団体 (ふさわしくない理由：)	☐	☐	
◆次の連携事業の基準に該当しないこと	非該当	該当	
① 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とする事業	☐	☐	
② 事業者等への利益誘導のおそれがある事業	☐	☐	
③ 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可 等を受けていない役務、商品を提供する事業	☐	☐	
④ 法律に定めのない医療類似行為に係る事業	☐	☐	
⑤ 政治活動又は宗教活動を目的とする事業	☐	☐	
⑥ ギャンブルに係る事業（公共的団体が実施するものを除く。）	☐	☐	
⑦ 人権侵害のおそれがある又はこれに類する事業	☐	☐	
⑧ 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若 しくは不安を与える又はそのおそれのある事業	☐	☐	
⑨ その他連携事業としてふさわしくない事業 (ふさわしくない理由：)	☐	☐	

※ 該当する□欄にチェックをお願いします。

(参考様式)

安平町と〇〇〇〇(事業者等名)との包括連携協定書

安平町(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(事業者等名)(以下「乙」という。)は、相互の包括的な連携を強化し、安平町内における地域の活性化と持続的発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が有する経営資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野での連携及び協働を行うことにより、持続的に発展できるまちづくりの実現や町民サービスの向上に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協働する。

- (1) 〇〇〇〇〇〇に関する事
- (2) 〇〇〇〇〇〇に関する事
- (3) 〇〇〇〇〇〇に関する事
- (4) 〇〇〇〇〇〇に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

(連携の推進)

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携事項の円滑な推進を図るため、具体的な施策内容並びに施策における当事者の権利及び義務については、別途協議の上、甲乙合意のうえ実施するものとする。

(秘密の保持)

第4条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得たほかの当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から年度末までとする。(または協定締結日から1年間とする。)ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙のいずれから書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(協定の変更及び解除)

第6条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更又は解除することができるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地
安平町長

乙 住所
事業者名
役職・代表者名